

令和7年4月吉日

加納東校区の皆様

岐阜南地区交通安全協会  
加納東支部 後藤 茂

## 令和7年度優良運転者表彰の申請のご案内

日頃より交通安全運動に深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の申請書類の提出について下記のように実施いたしますので、表彰をご希望される皆様よろしくお願いたします。

### 記

1. 申請書類の配布 4月18日（金）から、加納東公民館受付け付近に申請書類を置いておきます。
2. 申請書類の提出 必要事項をご記入の上、個人情報保護より加納東公民館の受付までご持参ください。  
(受付期限 5月9日（金）12時まで)
3. その他 無事故無違反証明手数料は当支部が負担します。

## 令和7年度 優良運転者表彰の申請について

日頃、皆様方には交通事故防止活動に一方ならぬご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

上記の件につき、下記、表彰選考基準に該当する方は、右の「表彰申請書」並びに別紙「無事故・無違反証明書交付申請書」に記入し、同証明書発行手数料670円を添えて5月9日(金)までに交通安全協会役員または岐阜南地区交通安全協会事務局に提出して下さい。

## 優良運転者表彰基準一覧表 (令和6年度用)

区分 表彰種別	運転経験 年数	無事故 年数	無違反 年数	過去の表彰経歴	授与者	証明書発行 手数料
地区 模範章	5年以上	5年以上		表彰経歴はなくてもよい (初めて表彰を受けようとする方)	岐阜南警察署長 岐阜南地区交通安全協会会長連名	670円
県 模範章	10年以上	5年以上		過去に地区模範章を受賞 していること (昨年の受賞でもよい)	岐阜県警察本部長 岐阜県交通安全協会会長連名	
県 優良章	15年以上	5年以上		県模範章を令和5年度ま でに受賞していること	同上	
県 優秀章	15年以上	10年以上		県優良章を令和5年度ま でに受賞していること	同上	
特別 優秀章	20年以上	15年以上		県優秀章を令和5年度ま でに受賞していること (受賞人員に制限あり)	岐阜県交通安全 対策協議会長 (岐阜県知事)	無料
緑十 字銅 章	—	10年以上	5年以上	過去に特別優秀章を受賞 していること (受賞人員に制限あり)	全日本交通安全 協会 会長	
管区 局長 賞	15年以上 (一般) 10年以上 (職業)	10年以上 (一般) 5年以上 (職業)	10年以上 (一般) 5年以上 (職業)	緑十字銅章を受賞後2年 以上経過していること (受賞人員に制限あり)	中部管区警察局長 中部交通安全連絡 協議会長連名	

- 注 1. 地区交通安全功労者表彰は、各支部長が「交通安全功労者表彰上申書」を作成して申請して下さい。
2. 運転経験・無事故無違反の各年数は、本年6月1日現在で計算し、その年数や過去の表彰歴などいずれが欠けても表彰を受けることが出来ません。
3. 地区模範章から県優秀章までは、該当する方全員が受賞できます。  
皆様方が納める670円は、無事故・無違反証明書交付手数料として、自動車安全運転センターへ納付します。なお、証明書・SDカードは申請者宅へ郵送されてきます。
4. 特別優秀章以上は、表彰人員に制限があり、前の表彰を受けてからの期間の長い方、無事故・無違反年数の長い方、運転経験年数の長い方を優先上位としますので、運転経歴書を必ず添付して下さい。添付のない方は選考外となることもあります。特別優秀以上の証明手数料は協会負担とします。したがって、SDカード等は本人に交付しません。  
(この表彰はピンク色の申請書を使用して下さい。)
5. 県模範章以上の運転経験年数は、原付自転車及び小型特殊自動車を除いた年数となります。
6. 表彰受賞者が受賞後違反をした場合、改めて地区模範章にもどることなく、表彰基準を満たせば次段階の申請ができます。
7. 他府県からの転入者で、転入前に他府県の表彰を受けておられても過去の表彰歴として認められませんので、地区模範章から申請して下さい。
8. この表彰は、秋の全国交通安全運転期間中に実施される予定であります。
9. 令和4年度より、標章をカード型とし、アクリルケースとバッジは廃止となりました。
10. 交付される証明書は、協会事務局にて表彰申請の参考とさせていただきますので、この主旨を了承される方は申請して下さい。

※わかりにくい点がありましたら、岐阜南地区交通安全協会事務局（電話276-3560）へお尋ね下さい。